

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
5 通学区域の変更	
(1) 統合ではなく、通学区域を広げて適正規模を確保する検討はしていないのか。	過小規模校の解消については、初めに隣接校との通学区域の変更を検討し、それでは解決できない場合に隣接校との統合を検討しました。
(2) 光三小の小規模化と高松小の大規模化の解消のため、統合ではなく、高松四・五丁目や谷原一丁目の通学区域を変更してはどうか。	光三小と光五小それぞれについて、通学区域の変更により適正規模を確保するためには、高松小や練馬小の通学区域を大きく取り込まなければならず、通学区域の設定として望ましくありません。
(3) 光五小の過小規模化に対しては、統合ありきではなく、高松四丁目や春日町六丁目を取り込んで、通学区域の変更で対応すべきである。	光が丘地区の小学校における児童数の減少や住区ごとに1中学校2小学校を配置した光が丘団地の開発の経緯を踏まえ、光三小と光四小の統合および光五小と光六小の統合により、適正規模を確保します。
(4) 光五小と光六小の統合新校の通学区域に、高松四丁目を取り込んでほしい。	高松四丁目については、統合新校（現光六小の位置）までの距離および現在の就学指定校の変更の状況等を考慮し、従来どおり高松小の通学区域としました。個別の事情がある場合は、今後も就学指定校の変更制度により対応します。
(5) 高松四丁目を光五小、光三中の通学区域に取り込んでほしい。目の前に光三中があるのに、練馬中へ通学することは、通学距離や安全面から問題である。	また、中学校において就学指定校以外への入学を希望される場合には、学校選択制度や就学指定校の変更制度で対応しています。

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
<p>(6) 通学距離と安全面の観点から、田柄五丁目、春日町六丁目の一部を、光五小と光六小の統合新校と光三中の通学区域に取り込んでほしい。</p>	<p>田柄五丁目および春日町六丁目の一部には、統合新校（現光六小の位置）までの距離が近く、また、光六小への就学指定校の変更が多い地域がありますが、統合新校における児童数等を考慮し、実施計画案どおりの通学区域としました。今後も、個別の事情がある場合は、就学指定校の変更制度により対応します。</p> <p>また、中学校において就学指定校以外への入学を希望される場合には、学校選択制度や就学指定校の変更制度で対応しています。</p>
<p>(7) 光七小と田柄三小の統合新校の規模が13学級であり、他の組み合わせと比べて小規模である。これまで、就学指定校の変更で光七小が小さくなった経緯を踏まえると、統合しても単学級に逆戻りしてしまう可能性があるのではないか。それなのに、なぜ光七小の通学区域を光五小と光六小の統合新校の通学区域に変更するのか。</p>	<p>田柄五丁目10～17番は、現在、光七小の通学区域ですが、光六小までの距離が非常に近く、就学指定校の変更により、約6割の児童が光六小へ通っています。そのため、統合時に通学区域の変更を行うこととしました。</p> <p>光七小と田柄三小の統合新校の規模は、他の組み合わせよりも小規模になる見込みですが、今後は就学指定校の変更により、他の小学校へ通学する児童も減少すると思われるので、現在のところ単学級になる見込みはありません。</p>

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
<p>(8) 光七小の開校時、都営光が丘第三アパート全体が光七小の通学区域だったが、光六小の開校時に1・2号棟が光六小の通学区域へ変更になった。また、1・2号棟から光六小へ通学する際、警察署と消防署の前の交差点を渡るのは危険である。統合を契機に、都営光が丘第三アパート1・2号棟を光七小と田柄三小の統合新校の通学区域に変更してほしい。</p>	<p>都営光が丘第三アパート（昭和61年3月入居開始）については、当初、同アパート全体が光七小（昭和60年開校）の通学区域でした。その後、平成元年度に同アパート8～11号棟が田柄三小の通学区域に、また、平成2年度（光六小開校時）に同アパート1・2号棟が光六小の通学区域に変更となりました。実施計画案では、「統合新校の通学区域は、原則として、統合対象校の通学区域を合わせたものとする」という考え方に基づき、1・2号棟が光五小と光六小の統合新校、3～11号棟が光七小と田柄三小の統合新校の通学区域となっています。</p>
<p>(9) 現在、都営光が丘第三アパートからは、3校の違う小学校に通っているのに、地域で子供たちを見守ることが難しい。</p>	<p>都営光が丘第三アパートにおける通学区域の変遷や通学路の安全上の観点から、同アパート1・2号棟（現光六小）を、統合を契機に光七小と田柄三小の統合新校の通学区域に変更します。また同時に、中学校についても、同地域を光三中から光四中の通学区域に変更します。</p> <p>なお、今回、通学区域を変更する地域の小学校に在籍する平成21年度入学児童までは、希望により、変更前の中学校への入学を認める経過措置を設けます。</p>
<p>(10) 安全安心ボランティアや学校応援団は、学校と地域が一体となって児童を守っていくための取り組みであるが、今回の通学区域の変更で、田柄五丁目が3つの小学校に分断されてしまう。町会単位で通学区域を設定すべきではないか。</p>	<p>練馬区では、学校が中心となって地域と連携を図りながら子供たちをはぐくんでいきます。そのため、学校の通学区域を設定するにあたっては、できるだけ町会の区域を分割しないことが望ましいと考えています。しかし、学校までの通学距離や就学指定校の変更の状況を優先して、通学区域を設定しました。</p>

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
<p>(11) 練馬区内すべての小学校の通学区域の見直しを行い、適正規模を確保しようとしなかったのはなぜか。</p>	<p>それぞれの地域に現在の通学区域が形成された経緯があることから、区全体の通学区域を一斉に見直すことは難しい状況です。今後も、適正配置基本方針に基づき、過小規模校および過大規模校それぞれについて、通学区域の変更や統合により、適正配置を進めていきます。</p>